

【令和8年3月1日公表】令和8年度草加市職員採用試験の募集職種・日程等を公表しました。

令和8年度に実施する職員採用試験(選考)について、募集職種・日程等を公表しましたので、お知らせします。なお、各試験の詳細については、後日公開予定の募集要項で必ず確認してください。

	職種	年齢要件	受験資格等	試験内容	1次試験日	募集要項公開日	受付期間
6月実施 (第1回)	事務(大学卒) 【令和9年4月1日付採用】	平成10年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による大学以上を卒業又は令和9年3月までに卒業見込みの者。	【1次試験】SPI3(基礎能力検査・性格検査) 【2次試験】面接試験 【3次試験】面接試験	【SPI3】 令和8年6月7日(日)～6月21日(日)のいずれか1日	令和8年4月中旬頃	令和8年4月17日(金)～5月10日(日)
	事務(社会人経験者1) 【令和8年10月1日付採用】	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	学校教育法による高等学校以上を卒業した者で、民間企業等における業務従事歴が平成30年4月1日から令和8年5月1日までの期間において、3年以上ある者。				
	事務(社会人経験者2) 【令和8年10月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による高等学校以上を卒業した者で、民間企業等における業務従事歴が平成20年4月1日から令和8年5月1日までの期間において、11年以上ある者。				
	社会福祉士 【令和8年10月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において社会福祉士資格を有する者。	【1次試験】SPI3(基礎能力検査・性格検査) 【2次試験】面接試験			
	社会福祉主事 【令和8年10月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において、社会福祉主事任用資格を有する者。				
	保健師 【令和8年10月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において保健師免許を有する者。				
	保健師 【令和9年4月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において保健師免許を有する者又は令和9年3月までに同免許を取得見込みの者。				
9月実施 (第2回)	事務(大学卒) 【令和9年4月1日付採用】	平成10年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による大学以上を卒業又は令和9年3月までに卒業見込みの者。	【1次試験】SPI3(基礎能力検査・性格検査) 【2次試験】面接試験 【3次試験】面接試験	【SPI3】 令和8年9月20日(日)～10月4日(日)のいずれか1日	令和8年7月下旬頃	令和8年7月30日(木)～8月19日(水)
	事務(短大卒) 【令和9年4月1日付採用】	平成16年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による短期大学を卒業又は令和9年3月までに卒業見込みの者。				
	事務(高校卒) 【令和9年4月1日付採用】	平成18年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による高等学校を卒業又は令和9年3月までに卒業見込みの者。				
	事務(社会人経験者1) 【令和9年4月1日付採用】	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	学校教育法による高等学校以上を卒業した者で、民間企業等における業務従事歴が平成30年4月1日から令和8年7月1日までの期間において、3年以上ある者。	【1次試験】SPI3(基礎能力検査・性格検査) 【2次試験】面接試験			
	事務(社会人経験者2) 【令和9年4月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による高等学校以上を卒業した者で、民間企業等における業務従事歴が平成20年4月1日から令和8年7月1日までの期間において、11年以上ある者。				
	社会福祉士 【令和9年4月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において社会福祉士資格を有する者。				
	社会福祉主事 【令和9年4月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において、社会福祉主事任用資格を有する者又は令和9年3月までに同資格を取得見込みの者。				
保健師 【令和9年4月1日付採用】	昭和51年4月2日以降に生まれた者	試験申込時において保健師免許を有する者又は令和9年3月までに同免許を取得見込みの者。					

※上記の職種以外にも募集することがあります。詳細については試験の受付開始前に公開される募集要項をご確認ください。

※令和8年度内においては原則1度まで試験を受験することが可能です。ただし、上記の表に記載の無い職種(今後新たに募集する職種)については、この限りではありません。

(例1)上記の表に記載のある6月実施(第1回)の職種を受験した場合は、9月実施(第2回)の申込みは原則できません。ただし、9月実施(第2回)のうち、上記の表に記載が無い職種は受験することができます。

(例2)上記の表に記載のない6月実施(第1回)の職種(今後新たに募集する職種)を受験した場合は、9月実施(第2回)においては、上記の表に記載のある職種及び記載の無い職種(今後新たに募集する職種)どちらも受験することができます。

※1月実施(第3回)を実施する場合は、6月実施(第1回)又は9月実施(第2回)の受験の有無にかかわらず受験資格を満たす方はすべて受験することができます。

※令和8年度(土木・建築・電気通年募集枠)を受験された方は、上記の表に記載のある職種への申込みをすることができません。ただし、上記の表に記載のない職種(今後新たに募集する職種)は申込みをすることができます。

※受験資格、日程等は変更となる場合があります。詳細については、試験の受付開始前に公開される募集要項を必ず確認してください。